

## 交通事故示談書

被害者（甲） 豊田 勝則

加害者（乙）

加害者（丙） 株式会社

上記の甲、乙及び丙は、本書のとおり合意したので示談書を締結する。この示談の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ各自1通を保有する。

### 第1条 （発生日時・場所）

当該事故は、令和7年11月5日の午前10時15分頃、東京都中野区本町5丁目34番12の歩道上で発生した。

### 第2条 （発生状況）

- 当該事故は、甲が登坂の歩道を自転車で通行中、丙の社員である乙が運転する丙所有の車両が歩道の右側に在るコンビニの駐車場から突然、急発進して、甲を車道まで跳ね飛ばした。
- 当該事故直後、コンビニの駐車場に居合わせたタクシーの運転手が、車道に跳ね飛ばされた甲の傍に立ち、交通整理と併せて狼狽していた乙に警察署及び消防署への通報を指示した。
- 当該事故直後、甲は長年修練していた武道の受け身により左腕及び左手で頭部を守ることができたため、警察官及び救急車が到着するまでに、コンビニの駐車場内に自力で移動していた。
- 甲は、警察官の事情聴取を受けた後、救急車で新渡戸記念中野総合病院に搬送され、各種検査並びに診察及び治療を受けた。

### 第3条 （発生損害）

- 甲は、当該事故により左腕及び左手に打撲傷を負い、事故発生日、同年11月10日、同年11月19日及び同年11月26日に各種検査並びに診察及び治療を受けた。
- 甲の自転車は、当該事故により車軸が曲がり、前籠が変形し、変速ギアのカバー及び左ハンドルのグリップカバーが損壊した。

### 第4条 （示談経緯）

- 甲は、令和7年11月19日付けで株式会社(以下「損保会社」という)に、甲が立替えた初回の医療費及びサポーター等の領収書(写し)を含む9枚の事故関連書を添付した事故中間報告書を送付した。
- 甲は、令和7年12月3日付けで損保会社に、甲が立替えた通院及び通勤に係る交通費の領収書(写し)を含む5枚の事故関連書を添付した事故報告書を送付した。
- 甲は、令和7年12月3日付けで丙の目黒支社に、甲が立替えた代替自転車の領収書並びに通院及び通勤に係る交通費の領収書(写し)を含む12枚の事故関連書を添付した事故報告書を送付した。
- 甲は、令和7年12月1日から同年12月18日まで、丙の目黒支社から事故対応に係る連絡が皆無であったため、同年12月19日付けで丙の本社に、目黒支社に送付した全ての事故報告書を添付した交通事故に係る通知書を、交付記録付き特定封筒で送付した。

5. 甲は、令和7年12月22日に損保会社から郵送された、同年12月15日付けの当該事故に係る自賠責保険金の承諾書(免責証書)を收受した。
6. 甲は、令和7年12月22日に丙の目黒支社から、当該事故に係る物損賠償金の書面及び示談書をメールで受信した。
7. 甲は、前項5の自賠責保険金及び前項の物損賠償金では、承服できる金額では無いことから、東京簡易裁判所に調停を申し立てた。

第5条 (示談内容)

1. 乙及び丙並びに損保会社は、連帯して当該事故に係る甲の立替金96,188円を含む損害賠償金として金236,188円を甲の銀行口座に振り込むことによって支払うものとする。ただし、口座振替手数料は丙及び損保会社が負担する。
2. 甲は、乙及び丙並びに損保会社に対し、甲の立替金に係る年3%の割合による金員の請求は放棄する。

第6条 (免責事項)


甲は、本示談書の締結後に乙及び丙並びに損保会社に対し、当該事故に係る一切の請求を行わないことを了承する。

令和8年5月18日

(甲) 住所

東京都中野区弥生町

氏名

豊田 勝則  (印)

(乙) 代理人

弁護士

(丙) 代理人

弁護士